



2018.06.01 改定
2017.06.01 改定
2015.08.01 改定
2013.12.01 改定
2010.12.01 改定
2008.12.01 改定
2007.09.14 制定

認定コンストラクション・マネジャー 資格制度規程

一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会

目 次

第 1 章	総 則
	第 1 条 (目的)
	第 2 条 (資格の称号)
	第 3 条 (資格の認定)
	第 4 条 (適用範囲)
	第 5 条 (資格者の地位と評価の向上)
	第 6 条 (取扱要領)
第 2 章	資格試験
	第 7 条 (資格試験)
	第 8 条 (合格通知)
第 3 章	資格の登録
	第 9 条 (資格の登録)
	第 10 条 (登録証の交付)
	第 11 条 (登録証の有効期間)
第 4 章	資格の更新登録
	第 12 条 (資格の更新登録)
	第 13 条 (CPD 審査)
	第 14 条 (更新登録の手続き)
	第 15 条 (登録証の更新交付)
	第 16 条 (更新交付される登録証の有効期間)
	第 17 条 (更新登録期間の特例措置)
第 5 章	資格の諸規程
	第 18 条 (資格の抹消及び再登録)
	第 19 条 (登録証の再交付)
第 6 章	個人情報の保護
	第 20 条 (個人情報の保護)

附 則

1. 実施日
2. 変更日
3. SCCMJ
4. 認定コンストラクション・マネジャー資格再登録に関する特例措置

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（以下「日本 CM 協会」という）が、CM 方式の普及を通じて健全な建設生産システムの再構築と倫理観をもったプロフェッショナルの育成を図ることを目標として、CM 方式の担い手となるコンストラクション・マネジャーを認定する資格制度を定めたものである。

第2条（資格の称号）

この規程に従い日本 CM 協会が認定する資格制度を、認定コンストラクション・マネジャー・オブ・ジャパン（Certified Construction Manager of Japan、以下「CCMJ」という）資格と称する。

第3条（資格の認定）

日本 CM 協会が実施する CCMJ 資格の要件を有する者を判定する資格試験（以下「CCMJ 試験」という）に合格し、この規程に従い日本 CM 協会より CCMJ 登録証の交付を受けることで、CCMJ 資格者と認定される。また CCMJ 登録証には有効期間があり、有効な CCMJ 登録証を有することが CCMJ 資格の認定を受けることであり、CCMJ 資格者を称することが出来る。

第4条（適用範囲）

この規程は、CCMJ 資格に係る事項及び CCMJ 資格者に適用する。

第5条（資格者の地位と評価の向上）

CCMJ 資格者はその社会的責任において、地位と評価の向上に心がけ、知識や技術の維持と向上及び社会環境の変化に対応をするよう努めなければならない。

第6条（取扱要領）

この規程の管理及び運営の実施にあたり円滑な運用に必要な取扱要領を別に定める。ただしこの取扱要領には、日本 CM 協会の定款及びこの規程に反することを定めることは出来ない。

第2章 資格試験

第7条（資格試験）

1. 日本 CM 協会は、CCMJ 資格の要件を有する者を判定する CCMJ 試験を行う。
2. 日本 CM 協会は CCMJ 試験の他に、CM 業務を行うために必要な知識を有する認定

アシスタント・コンストラクション・マネジャー・オブ・ジャパン（Assistant Certified Construction Manager of Japan、以下「ACCMJ」という）を判定する試験（以下「ACCMJ 試験」という）を行う。下記の表 1 に試験の種別を示す。

3. 日本 CM 協会が行う CCMJ 試験及び ACCMJ 試験は、日本 CM 協会に設置される非公開の組織が問題の作成及び採点を行う。

表 1 試験の種別

CCMJ 試験	建設のプロフェッショナルとしての実務経験を有する者に対して、日本 CM 協会の実施する知識試験と能力試験に合格し、CM 業務をなしうる者
ACCMJ 試験	応募者に対して、CCMJ と同様の知識試験を実施して合格し、CM 業務を行なうために必要な知識を有する者

第 8 条（合格通知）

試験に合格した者には、日本 CM 協会より会長名で CCMJ 試験の合格通知が交付される。

第 3 章 資格の登録

第 9 条（資格の登録）

1. 日本 CM 協会は、CCMJ 試験の合格者に CCMJ 資格の登録申請書を送付する。
2. CCMJ 試験の合格者が、CCMJ 資格の登録をするためには、登録申請書を日本 CM 協会に提出しなければならない。
3. 登録手続きは、CCMJ 試験の合格通知の有効期間以内に行なわれなければならない。
4. 登録手続きの期日・期限は、試験実施年度によって個別に設定される。
5. 登録手続きを行う者は、以下の表 2 の要件を満たしていなければならない。
6. 提出された登録申請書は、必要な確認と審査が行われる。

表 2 CCMJ 資格の登録要件

1)	CCMJ 試験の有効な合格通知を有すること
2)	日本 CM 協会の正会員(注 1)であり有効な会員証を有すること
3)	資格登録時点で本会の会費を納入済みであること
4)	日本 CM 協会の誓約書(注 2)を提出済みであること

注 1) 法人会員の場合は、指定代表者に限る。

注 2) 日本 CM 協会が定めた倫理規程を遵守する旨を誓約した書類をいう。

第 10 条（登録証の交付）

審査の結果、問題のない登録申請書を提出した者は、CCMJ 資格の登録がなされ、日本 CM 協会の会長名で CCMJ 登録証が交付される。

第 11 条（登録証の有効期間）

交付される CCMJ 登録証の有効期間は、CCMJ 試験に合格した年の翌年から 5 年後の 3 月 31 日までとする。

第 4 章 資格の更新登録

第 12 条（資格の更新登録）

1. CCMJ 資格者は、この規程の第 5 条に従い知識や技術の維持と向上及び社会環境の変化に対応するために、定期的に CCMJ 資格の登録の更新を行わなければならない。
2. CCMJ 資格の登録の更新は、CCMJ 登録証の有効期限内の定められた期間内に行わなければならない。
3. CCMJ 資格の登録の更新は、Continuous Professional Development（継続的職能開発、以下「CPD」という）研修ポイントの取得によって行うことができる。
4. CPD 研修は、CPD 研修手帳に従って行う。
5. CPD 研修の詳細な管理・運用については、別に定める取扱要領による。

第 13 条（CPD 審査）

1. CCMJ 資格者が CCMJ 資格の登録の更新をするには、CPD 研修によって取得した CPD 研修ポイントの記録を日本 CM 協会に提出し、CCMJ 資格の登録の更新条件を満たしているかの審査（以下「CPD 審査」という）を受けなければならない。
2. CPD 審査の詳細な管理・運用については、別に定める取扱要領による。

第 14 条（更新登録の手続き）

1. CPD 審査の結果、CCMJ 資格登録の更新条件を満たしている CPD 研修ポイントの記録を提出した者には取扱要領の定めに従い、更新登録手続きの説明を含む所定の更新登録申請書が日本 CM 協会より送付される。
2. 更新条件を満たしていると判定された CCMJ 資格者が、CCMJ 資格の更新登録手続きをするためには、更新登録申請書を日本 CM 協会に提出しなければならない。
3. 更新登録手続きを行う者は、以下の要件を満たしていなければならない。
 - (1) 本会の正会員で年会費納入済であること
 - (2) 有効期間内の CCMJ 登録証を有していること
 - (3) 定められた更新登録料が納入済みであること

第 15 条（登録証の更新交付）

審査の結果、問題のない更新登録申請書を提出した者は、CCMJ 資格の更新登録がなされ、日本 CM 協会の会長名で更新された CCMJ 登録証が交付される。

第 16 条（更新交付される登録証の有効期間）

更新交付される CCMJ 登録証の有効期間は、更新交付の直前の CCMJ 登録証の有効期間の完了日の年の 4 月 1 日から 5 年間とする。

第 17 条（更新登録期間の特例措置）

1. CCMJ 登録証の有効期間を過ぎていても、有効期間を過ぎて 2 年以内は更新登録手続きができるものとする。なおこの場合は新たな CCMJ 登録証が交付されるまでの間、CCMJ 資格は停止され CCMJ 資格者と称することは出来ない。
2. CCMJ 登録証の有効期間を過ぎて 2 年以内に手続きを行う場合でも、更新登録手続きが行われる時期に関わらず更新交付される CCMJ 登録証の有効期間は更新交付の直前の CCMJ 登録証の有効期間の完了日の年の 4 月 1 日から 5 年間とする。

第 5 章 資格の諸規程

第 18 条（資格の抹消及び再登録）

1. CCMJ 資格者が以下のいずれかに該当する場合、その者の CCMJ 登録証は失効となり、CCMJ 資格は抹消される。
 - (1) CCMJ 登録証の有効期間内に何らかの理由により会員を任意退会（定款：第 9 条）、除名（定款：第 10 条）、会員資格の喪失（定款：第 11 条）となった場合
 - (2) CCMJ 資格者が死亡した場合
 - (3) CCMJ 登録証の有効期間内にこの規程の定めに従った CCMJ 登録証の更新が行われなかった場合
2. ただしやむを得ない事情が生じてこの規程が定める更新申請期間に CCMJ 資格の登録の更新をすることが出来なかった場合は、文書でその理由を日本 CM 協会へ提出して資格の再登録を申請することができる。ただしそのやむを得ない事情の申請は下記の条件がすべて満たされていなければならない。
 - (1) 更新登録申請期間に申請の意思があっても物理的理由（長期入院や紛争に巻き込まれた等）で申請ができなかった事情を書面にて提出すること
 - (2) 申請時に継続して会費を納入している正会員であること

第 19 条（登録証の再交付）

1. CCMJ 資格者は、CCMJ 登録証の氏名等の記載事項に変更がある場合、CCMJ 登録証を汚損或いは紛失した場合、CCMJ 登録証の再交付を受けることができるものと

する。

2. CCMJ 登録証の再交付を受けようとする者は、その理由を書面にて日本 CM 協会に提出して手続きを行うこととする。
3. CCMJ 登録証の再交付の手続きを開始した後、あるいは CCMJ 登録証の再交付を受けた後に CCMJ 資格者が紛失した CCMJ 登録証を発見した場合は、遅滞なく日本 CM 協会に返納しなければならない。

第 6 章 個人情報の保護

第 20 条（個人情報の保護）

1. 本会は、本会の資格制度及びこの規程に関する個人情報の取扱いは、日本 CM 協会の定めた個人情報保護方針に基づき個人情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めるものとする。

附 則

1. 実施日

この規程は、2007年9月14日の日本CM協会理事会にて議決、同日より実施する。

2. 変更日

この規定の変更は、日本CM協会理事会の議決により承認された翌月の1日から実施する。

3. SCCMJ

今後、CCMJ有資格者の中から、所定の実務経験を有し、実際にCM業務をなして、日本のCM普及に寄与した者への特別な認定資格（仮称SCCMJ：Special Certified Construction Manager of Japan）の設置を検討する。

4. 認定コンストラクション・マネジャー資格再登録に関する特例措置

2017年6月1日の標記特例措置は、以下の通り、改定する。

これまでにCCMJ資格試験に合格して登録証を取得した者で、その後、継続して日本CM協会会員であり、資格更新期限を2年を超えて登録証の更新手続きを行っていない者を対象として、2017年度、2018年度に「特別講習会」を実施し、受講修了した者は新たにCCMJ登録証の交付を受けることができるものとする。なお、この特例措置の施行及び特別講習会の実施要領を含め施行後の取扱については、別に定める。

以 上